

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2018年2月5日号
No. 647

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

期間中に正しい申告を
確定申告・町県民税申告
2月16日(金)～3月15日(木)

地区ごとの詳しい日程などは、「広報ひのおしらせ版1月5日号」をご覧ください。なお、日程表は町ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】 役場住民課 (電話 72-0333)

【建設水道課からのお知らせ】

水道管の凍結にご注意ください

寒い日が続くと、水道管や蛇口が凍結しやすくなります。特に、気温が氷点下(マイナス4度程度)になると、水が出なくなるだけでなく、凍結による水道管の破損が起こる恐れがあります。

水道管や蛇口に保温材を巻いたり(防寒材や布を巻き、ごみ袋など水を通しにくい物で覆うと効果があります)、出し水をするなど水道管の凍結防止をお願いします。

問合せ先 役場建設水道課 上下水道担当 生田(電話 72-0350)

【住民課からのお知らせ】

**共有者のある固定資産税を
持ち分に依りて分割納付で
きるようになりました**

土地や建物を2人以上で保有している場合、固定資産税の納付書は共有者の代表者へ送付しています。これは、法律の規定により、共有者は共有分全体の税額について納税する義務があるためです。

これに対し、町では、平成30年度課税分より、納税しやすい環境づくりのため、共有者全員の合意に基づく申請があれば、持ち分に依りて納付書の送付を可能にしました。希望者は申請書を次まで提出してください。

※この制度は、連帯納付義務を免除するものではないため、共有者の中で滞納が生じた場合は、共有者全員が滞納処分の対象となりま

す。そのため、申請書には共有者全員の署名・捺印をお願いします。

提出期限 2月28日(水)

問合せ先 役場住民課 担当 飛田(電話 72-0333)

【教育委員会からのお知らせ】

**教育費の一部を援助する制度
(就学援助費)があります**

町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費など教育費の一部を援助する制度(平成30年度就学援助費)があります。

希望する人は、2月23日(金)までに申請してください。

対象世帯 町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、失業などにより収入が著しく減った世帯など
申請方法 申請書と必要な添付書類を、在籍する学校に提出してください。なお、申請書は学校および教育委員会事務局にあります。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 遠藤(電話 72-2107)

**平成30年度町学校給食用米
納入業者募集のための説明
会を開きます**

安心・安全で、おいしい給食を提供するため、平成30年度学校給食用米の納入業者募集のための説明会を開きます。

日時 2月15日(木)午前9時30分から

場所 役場2階第3会議室

資格 次の条件をすべて満たす生産者または生産団体

①鳥取県特別栽培農産物生産登録

を受けて、町内で特別栽培米コシヒカリを生産していること

②米の品質を保持するための専用の保管庫を所有し、適正に管理していること

③週に1度給食センター米庫に納品できること(年間使用見込み数量は、3,500kg程度の予定)

納入業者の選定および契約

説明会終了後に配布する申込書を教育委員会事務局へ提出してください。申込者の施設などを確認後、入札を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 吉川(電話 72-2107)

**平成30年度町学校給食用物資
(米以外)納入業者を募集**

平成30年度の学校給食用物資(米以外)納入業者を募集します。

納入品目 野菜、鶏卵、豆腐・油揚げ、コンニャク、みそ、鮮魚など

納入業者資格 町内に本店、支店、営業所または住所があること

物資発注方法 1カ月分ごとに発注
納入期限

▼火曜日～金曜日使用分：前日の午後2時～午後2時30分まで

▼月曜日・休日の翌日：午前8時～午前8時20分まで

申込み 物資納入希望申込書を、2月19日(月)までに教育委員会事務局に提出してください。なお、申込書および要項は、教育委員会事務局にあります。

決定 必要に応じて、聞き取りを行い決定し、契約を締結します。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 吉川(電話 72-2107)

【総務課からのお知らせ】

中海テレビ相談会を開きます

次の日程で相談会を開きます。中海テレビへの加入、サービスやインターネットのちょっとした疑問、困りごとに関するお問い合わせにお答えします。お気軽にご相談ください。

日時および場所 ▼2月14日(水)、山村開発センターロビー▼2月25日(日)、山村開発センターロビー▼3月5日(月)、町公民館ロビー▼3月11日(日)、町公民館ロビー ※時間は、いずれも午前8時30分～午後3時

出張！弁護士相談

鳥取弁護士会では、日野郡3町で毎月1回弁護士相談会を開いています。お気軽にご相談ください。

日時 2月23日(金)午後2時～午後5時

場所 山村開発センター・小会議室
相談料 無料※ただし、事前申し込みが必要です。

その他 月ごとに開催町が変わります。日南町や江府町で開催される場合も利用できます。

申込みおよび問合せ先 鳥取県弁護士会(電話0859-23-5710)、役場総務課(電話72-0331)

【そのほかのお知らせ】

小さな掛け金・大きな補償 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツや文化、ボランティア活動などの団体活動を行うのに最適な保険です。

対象となる事故 グループ活動中の事故、往復中の事故※4人以上の団体・グループで加入ください。

保険期間 平成30年4月1日午前0時～平成31年3月31日午後12時まで

補償内容 補償内容は、加入区分によって異なります。詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

問合せ先 スポーツ安全協会鳥取県支部(電話0857-26-7802)

「(仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価書」の縦覧について

合同会社NWE-09インベストメントが日野町、江府町、伯耆町において計画している風力発電事業に関して、今後の環境調査、予測

および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、意見を受け付けています。※合同会社NWE-09インベストメントは、日本再生可能エネルギー株式会社および日本風力エネルギー株式会社の関連会社として、風力発電所の運用を行うために設立された特別目的会社です。

縦覧書類 (仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所 役場企画政策課および役場黒坂支所

縦覧期間 2月9日(金)～3月12日(月)

意見書 環境の保全の見地から意見がある人は、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、締切日までに意見書箱に投函いただくか、次の問合せ先に郵送で提出してください。なお、意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しているほか、意見書はホームページからもダウンロードできます。

締切日 3月26日(月)

問合せ先 日本風力エネルギー株式会社(東京都港区虎ノ門4-1-28 虎の門タワーズオフィス14階) 電話03-6452-9693

「ヘルプマーク」を見かけたら、思いやりのある行動を

援助を必要とする人のためのマーク「ヘルプマーク」を配布します

昨年9月1日より、県では「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(あいサポート条例)」が施行されました。条例の中で、県民または事業者は、援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」を着用している人に対し、その当事者の求めに応じて必要な支援などを行うことが定められています。

町では、「ヘルプマーク」を配布しますので、希望する人は役場健康福祉課までお越しください。

ヘルプマークについて

- ①県内に住所などがある人で、希望者に無償で配布します。
- ②配布にあたり、障がい者手帳、身分証明書などの提示は不要です。
- ③配布するのは、一人につきストラップ、バッジのどちらか一つです。
- ④家族や代理人による受け取りも可能です。
- ⑤配布の際、今後の参考とするため「援助や配慮を必要とする状態」(障がいなどの種別)についてお聞きしますので、ご理解とご協力をお願いします。

配布場所 役場健康福祉課または役場黒坂支所

問合せ先 役場健康福祉課 担当 杉原(電話72-0334)

